

平成24年(2012年)1月10日



埼玉県報

第 2 3 5 3 号
平成 2 4 年 1 月 1 0 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [県税事務所窓口業務の委託契約に係る入札参加資格に関する告示\(税務課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [平方土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定告示\(川越県税事務所\)](#)
- [荒川左岸南部流域下水道終末処理場7号水処理電気設備工事に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県規則第67号中訂正\(住宅課\)](#)

告 示

埼玉県告示第十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人オリーブアゴラ
- 三 代表者の氏名
富岡 聡子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市中町二丁目十七番五 一〇九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、会員の協力互助による運営を基本とし、埼玉県戸田市及び一般市民の保育が必要とされる小学校児童に対して豊かで安全な放課後の生活の場を築く事によって、児童の心身ともに健やかな発達を援助するとともに、子育てをする家族に対しても、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はるか
- 三 代表者の氏名
水沼 せつ子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北足立郡伊奈町大針七百七十五番地二十三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対し、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うとともに、福祉及び介護に関する啓発活動並びに教育研修事業を行い、人に優しい地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人森臨隊
- 三 代表者の氏名
菰田 晴雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡小川町大字角山百九十七番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、放置林や耕作放棄地に対して、伐採、皆伐、間伐、枝打ち、下刈り、耕作といった作業を行い、環境保全に寄与すること及び障害者に対してレクリエーションの場を提供するとともに作業の一部を手伝ってもらうことで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十二月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さいたま福祉ネット四季の郷
- 三 代表者の氏名
加藤 美智代
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県日高市大字高岡二百二十番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、心身障害者、高齢者、地域住民に対する福祉・文化活動のサービス事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十二月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハローハンディキャップ・タイム
- 三 代表者の氏名
若林 敬子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市下清久六百八十六 三 A 二百一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、久喜市とその周辺の障がい児・者が、孤立することなく地域の人、介護者、またボランティアなど、多くの人と出会い、その生活を充実させ、障がいがあっても平等で安心して住むことのできるノーマライゼーションの地域社会づくりを目的とします。

告 示

埼玉県告示第二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十三年度及び平成二十四年度において県が締結する県税事務所窓口業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次とおり定めた。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 一般競争入札参加資格者

県税事務所窓口業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）を有するとして資格の認定を受けた者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）とし、知事は、一般競争入札参加資格者を県税事務所窓口業務一般競争入札参加資格者登録名簿に登載するものとする。

二 資格審査を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三の二又はホに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から三年を経過しない者

三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A級及びB級の二つの格付に区分して定める。

四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 従業員数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 経営資本回転率

(3) 従業員一人当たりの売上高

二 営業期間

ホ 障害者雇用状況

ヘ ISO14001又は埼玉県エコアップの認証取得状況

ト ISO9001の認証取得状況

五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格登録申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）

ハ 事務所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

ホ 申請者が個人である場合は、市区町村長が発行する身分証明書の写し

ヘ 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後见人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）

ト 申請者が法人である場合は、決算報告書の写し（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

チ 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）

リ 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税については、埼玉県内の住所地に係るもの）

又 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

ル 障害者雇用状況報告書の写し（従業員数が五十六人以上で、障害者法定雇用率を達成している事業者のみ必要とする。）

ヲ 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）

ワ ISO14001認証取得登録証又は埼玉県エコアップ認証書の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）

カ ISO9001 認証取得登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）

ヨ 委任状（入札、契約又は代金の請求若しくは受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）

タ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書

六 申請書の配布及び提出場所

〒三三〇 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県庁本庁舎三階 埼玉県総務部税務課総務・企画担当 電話〇四八 八三〇 二六四〇

七 資格審査の申請時期

申請者は、随時に申請書を知事に提出することができる。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

九 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十五年三月三十一日までとする。

十 申請書等の作成に用いる言語等

イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額表示は、日本国通貨によりしなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

十一 資料の請求等

知事は、資格審査に際し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に

届け出なければならない。

- イ 商号、名称又は氏名
- ロ 代表者又は代理人
- ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）
- ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）
- ホ 資本金
- ヘ 電話番号又はファクシミリ番号
- ト 障害者雇用状況
- チ ISO14001又は埼玉県エコアップの認証取得状況
- リ ISO9001の認証取得状況

十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

- イ 二のイ又はロのいずれかに該当する者となったとき。
- ロ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- ハ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。
- ニ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたととき。
- ホ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたととき。

告 示

埼玉県告示第二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク

三 代表者の氏名

松 尾 道 夫

村 井 雅 清

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市桜区上大久保五百十九番地一埼玉県浦和・大久保合同庁舎一

号館

五 定款に記載された目的

この法人は、「新しい公共をつくる市民キャビネット」と共同して、政策を策定し、政府に提言し、市民政策を実現する。さらに、「新しい公共」の受け皿として、公共サービスを担い、これを実施する。特に、災害支援、復興支援、グラウンドデザイン提言、コンサルタント、実証調査及びNPO・市民団体等への支援を行い、NPO・市民団体等の事業活動が円滑に運営され、豊かで充実した市民社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西友行田店

埼玉県行田市佐間一丁目三番十二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）仁徳ビル

（変更後）（仮称）西友行田店

ハ 変更年月日

平成二十四年八月十三日

ニ 届出年月日

平成二十三年十二月十六日

二 縦覧期間

平成二十四年一月十日から平成二十四年五月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年一月十日から平成二十四年五月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズタウン幸手（東館）

埼玉県幸手市大字上高野字本村前七百八十四番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

（変更後）株式会社ブックエース 代表取締役 中村昭彦

茨城県水戸市見和一丁目三百十七番地二

八 変更年月日

平成二十四年一月二十日

二 届出年月日

平成二十三年十二月二十二日

二 縦覧期間

平成二十四年一月十日から平成二十四年五月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年一月十日から平成二十四年五月十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズタウン幸手（東館）

埼玉県幸手市大字上高野字本村前七百八十四番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ブックエース 午前九時から午後十時

（変更後）株式会社ブックエース 午前〇時から翌午前〇時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設ナンバー二 午前六時から午後十時

（変更後）荷さばき施設ナンバー二 午前六時から午後十一時

八 変更年月日

平成二十四年一月二十日

二 届出年月日

平成二十三年十二月二十二日

二 縦覧期間

平成二十四年一月十日から平成二十四年五月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年一月十日から平成二十四年五月十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年一月四日認可した。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

平方土地改良区

二 事務所所在地

上尾市

告 示

埼玉県告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

東松山市

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画道路事業三・五・十三号 第一小学校通線

三 事業施行期間

平成二十四年一月十日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県東松山市箭弓町一丁目及び神明町二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告示

埼玉県川越県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項の規定により、次のとおり特約業者の指定を行った。

平成二十四年一月十日

埼玉県川越県税事務所長 高橋 貞治

氏名又は名称	東和アークス株式会社
代表者の氏名	伊田雄二郎
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三百八十四番地
指定年月日	平成二十四年一月一日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月十日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

- 1 落札に係る建設工事の名称
荒川左岸南部流域下水道終末処理場7号水処理電気設備工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川左岸南部下水道事務所設備担当 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 落札者を決定した日
平成23年12月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
メタウォーター株式会社 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
- 5 落札金額
2,457,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年11月11日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年一月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十四年一月四日

指令越建セ第二二〇〇七〇二号

二 検査済証番号

平成二十四年一月五日

越建セ第三六四一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千百三十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市久喜東二丁目四番一号

株式会社 フジハウジング 代表取締役 藤田 誠二

正 誤

埼玉県規則第六十七号（平成二十三年十一月二十二日第二千三百四十一号）中訂

正

ページ 行

一 前から六〜二十二

誤

高層耐火	簡易耐火 二階建て	中層耐火
六三・一〇 三六・一二 三から	四二・七四 三九・五〇 二から	四八・九四 三九・八六 二から
四〇六	一五二	一〇四二

を

高層耐火	中層耐火
六三・一〇 三六・一二 三から	四一・六二 三九・三四 二から
四〇六	一〇四二

正

高層耐火	簡易耐火 二階建て	中層耐火
六三・一〇 三六・一二 三から	四二・七四 三九・五〇 二から	四八・九四 三九・八六 二から
四〇六	一五二	一〇四二

を

高層耐火	中層耐火
六三・一〇 三六・一二 三から	四一・六二 三九・三四 二から
四〇六	一〇四二

ページ 行

一 後ろから四〜七

誤

二四四	サンライズ八潮六丁目住宅
八潮市八潮六丁目	八潮市八潮六丁目
中層耐火	中層耐火
五二・五七	五二・五七
二〇	二〇

二 四 四
目 住 宅
サ ン ラ イ ズ 八 潮 六 丁
丁 目
八 潮 市 八 潮 六
中 層 耐 火
五 二 ・ 五 七
二 〇

正